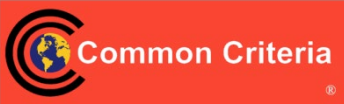


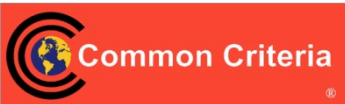




ITセキュリティ認証等に関する要求事項 (CCM-02) 新旧対照表

現 行	改 正 後
  ITセキュリティ認証等 に関する要求事項 令和 <u>2</u> 年 <u>10</u> 月  <div data-bbox="896 1182 1090 1243">CCM-02</div> 独立行政法人情報処理推進機構	  ITセキュリティ認証等 に関する要求事項 令和 <u>5</u> 年 <u>12</u> 月  <div data-bbox="1839 1182 2033 1243">CCM-02</div> 独立行政法人情報処理推進機構

ITセキュリティ認証等に関する要求事項 (CCM-02) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ITセキュリティ認証等に関する要求事項</p> <p style="text-align: center;">制定 平成24年4月12日 2011情総第164号 最終改正 令和2年10月1日 2020情総第1095号 一部改正</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 用語 (略)</p> <p>開発者(略)</p> <p>キックオフミーティング： 申請者、評価機関及び認証機関の3者で円滑な認証業務の遂行のため、認証作業の開始に際して、評価対象の内容の把握、スケジュール確認、懸念事項の洗い出しなどを行うミーティングをいう。<u>保証継続</u>手続の場合も実施することがある。</p> <p>供給者～サイト訪問(略)</p> <p>再評価： 認証維持に疑義が生じた場合、その事項に対し本制度が申請者に求める検証作業をいう。</p> <p>サブセット評価： <u>保証継続</u>において、TOEへの小さな変更が開発環境への変更が含まれる場合に適用される。評価機関は、開発環境への変更により影響を受ける保証コンポーネントを識別し、その変更を踏まえた上で、それらの保証コンポーネントのみについて評価を行い、部分的評価報告書を作成する。</p> <p>試行評価～認証製品リスト(略)</p> <p>認証製品アーカイブ： 認証機関のWebサイトに公開する認証製品リストの中で、販売終了や認証の取消し等の理由で、<u>認証維持が</u>されなくなった製品が、認証製品リストから削除され、同Webサイトの所定のページに掲載されたリストをいう。</p> <p>評価機関候補～評価の公平性及び独立性チェックリスト(略)</p>	<p>ITセキュリティ認証等に関する要求事項</p> <p style="text-align: center;">制定 平成24年4月12日 2011情総第164号 最終改正 令和5年12月4日 2023情総企第459号 一部改正</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 用語 (略)</p> <p>開発者(略)</p> <p>キックオフミーティング： 申請者、評価機関及び認証機関の3者で円滑な認証業務の遂行のため、認証作業の開始に際して、評価対象の内容の把握、スケジュール確認、懸念事項の洗い出しなどを行うミーティングをいう。<u>認証維持及び再評価</u>手続の場合も実施することがある。</p> <p>供給者～サイト訪問(略)</p> <p>再評価 (<u>サーベイランス</u>)： 認証の維持に疑義が生じた場合、その事項に対し本制度が申請者に求める検証作業をいう。</p> <p>サブセット評価： <u>認証維持</u>において、TOEへの小さな変更が開発環境への変更が含まれる場合に適用される。評価機関は、開発環境への変更により影響を受ける保証コンポーネントを識別し、その変更を踏まえた上で、それらの保証コンポーネントのみについて評価を行い、部分的評価報告書を作成する。</p> <p>試行評価～認証製品リスト(略)</p> <p>認証製品アーカイブ： 認証機関のWebサイトに公開する認証製品リストの中で、<u>認証有効期間の満了</u>、販売終了又は認証の取消し等の理由で、<u>認証が</u>維持されなくなった製品が、認証製品リストから削除され、同Webサイトの所定のページに掲載されたリストをいう。</p> <p>評価機関候補～評価の公平性及び独立性チェックリスト(略)</p>

ITセキュリティ認証等に関する要求事項 (CCM-02) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>3. 評価及び認証の規格 (略)</p> <p>4. 認証申請前の要求事項 (略)</p> <p>5. 認証申請時の要求事項</p> <p>5.1 使用する言語(略)</p> <p>5.2 認証申請に必要な書類の提出(略)</p> <p>5.3 認証機関のWebサイトへの情報公開申請(略)</p> <p>5.4 秘密保持契約の締結 申請者は、評価対象の秘密情報の取扱いに関して、認証機関と「秘密保持契約書」を締結しなければならない。 申請者以外の開発者等が評価対象の秘密保持契約の締結を必要とする場合、申請者を通じて「秘密保持契約書」を認証機関に提出し、契約を締結することができる。 <u>本秘密保持契約書は、保証継続手続にも適用される。</u></p> <p>5.5 申請手数料(略)</p> <p>6. 評価及び認証時の要求事項</p> <p>6.1 キックオフミーティングへの参加(略)</p> <p>6.2 評価の実施(略)</p> <p>6.3 評価報告書の確認(略)</p> <p>6.4 認証報告書の確認(略)</p> <p>6.5 認証の授与(略)</p> <p>6.6 認証製品リストへの情報公開 (1) (略) (2) 認証製品リストへの公開期間は、<u>認証日から最長5年間</u>とし、その後は認証製品アーカイブに移される。 (3) <u>5年</u>を経過せずに認証製品アーカイブへ移動する条件については9を参照。</p> <p>6.7 認証製品の広告、宣伝等への要求事項(略)</p> <p>6.8 「認証マーク」及び「CCRA認証マーク」に対する要求事項(略)</p> <p>7. 認証申請中の要求事項</p> <p>7.1 認証中案件の情報公開(略)</p> <p>7.2 認証申請書記載事項の訂正(略)</p> <p>7.3 認証申請書以外の添付書類の訂正(略)</p> <p>7.4 認証申請書の取下げ(略)</p> <p>7.5 認証申請中の承継(略)</p> <p>7.6 評価期間の制限及び遅延時の要求事項 (1) 評価期間の制限(略) (2) 評価スケジュール遅延時の要求事項(略)</p>	<p>3. 評価及び認証の規格 (略)</p> <p>4. 認証申請前の要求事項 (略)</p> <p>5. 認証申請時の要求事項</p> <p>5.1 使用する言語(略)</p> <p>5.2 認証申請に必要な書類の提出(略)</p> <p>5.3 認証機関のWebサイトへの情報公開申請(略)</p> <p>5.4 秘密保持契約の締結 申請者は、評価対象の秘密情報の取扱いに関して、認証機関と「秘密保持契約書」を締結しなければならない。 申請者以外の開発者等が評価対象の秘密保持契約の締結を必要とする場合、申請者を通じて「秘密保持契約書」を認証機関に提出し、契約を締結することができる。</p> <p>5.5 申請手数料(略)</p> <p>6. 評価及び認証時の要求事項</p> <p>6.1 キックオフミーティングへの参加(略)</p> <p>6.2 評価の実施(略)</p> <p>6.3 評価報告書の確認(略)</p> <p>6.4 認証報告書の確認(略)</p> <p>6.5 認証の授与(略)</p> <p>6.6 認証製品リストへの情報公開 (1) (略) (2) 認証製品リストへの公開期間は、<u>認証有効期間 (デフォルト5年)</u>とし、その後は認証製品アーカイブに移される。 (3) <u>認証有効期間</u>を経過せずに認証製品アーカイブへ移動する条件については9を参照。</p> <p>6.7 認証製品の広告、宣伝等への要求事項(略)</p> <p>6.8 「認証マーク」及び「CCRA認証マーク」に対する要求事項(略)</p> <p>7. 認証申請中の要求事項</p> <p>7.1 認証中案件の情報公開(略)</p> <p>7.2 認証申請書記載事項の訂正(略)</p> <p>7.3 認証申請書以外の添付書類の訂正(略)</p> <p>7.4 認証申請書の取下げ(略)</p> <p>7.5 認証申請中の承継(略)</p> <p>7.6 評価期間の制限及び遅延時の要求事項 (1) 評価期間の制限(略) (2) 評価スケジュール遅延時の要求事項(略)</p>

ITセキュリティ認証等に関する要求事項 (CCM-02) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) (1)及び(2)について、本要求事項施工以前の認証申請については、従前通り評価期間の制限を原則24か月とする。</p> <p>7.7 サイト訪問に係る旅費等の請求(略)</p> <p>8. 認証取得後の申請</p> <p>8.1 認証書等の法人名称変更</p> <p>(1) 申請者は、次のいずれかに該当する場合、「認証書」「英文認証書」「認証報告書」「保証継続報告書」を新たな法人名称で再交付を行うことができる。</p> <p>① 申請者の法人名称の変更</p> <p>② 認証の承継</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>8.2 英文認証書発行申請(略)</p> <p>8.3 英文認証報告書及び英文STの掲載(略)</p> <p>8.4 認証書又は英文認証書等の再交付</p> <p>(1) 申請者は、「認証書」、「英文認証書」、「認証報告書」及び「保証継続報告書」の破損等により再交付申請を行う場合は、「認証書等再交付請求書」を認証機関に提出すること。</p> <p>申請者は、再交付された「認証書」、「英文認証書」、「認証報告書」及び「保証継続報告書」を申請者の責任で管理すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9. 認証に対する要求事項</p> <p>認証機関は、申請者に対して、次に掲げる事項を認証に対する要求事項として適用する。すなわち、申請者が要求事項を満たさない場合、認証製品の調達に適したものでないと判断し、認証製品リストから認証製品アーカイブへの移動を行う。</p> <p>認証書の発行により申請者の申請内容に従って、認証製品リストに情報公開される。情報公開期間は最長5年間であり、その期間を過ぎると認証製品の情報は認証製品アーカイブに移動される。</p> <p>なお、以下の場合は、5年を経過せずに認証製品アーカイブに移動される。</p> <p>(1) 申請者から認証製品の販売終了の届出が提出された場合</p> <p>(2) 申請者から認証製品の登録の取下げの届出が提出された場合</p> <p>(3) 認証機関が認証製品の認証を取消しした場合</p> <p>(4) 認証製品の供給者や申請者と連絡が取れず掲載情報の確認が行えない場合</p>	<p>7.7 サイト訪問に係る旅費等の請求(略)</p> <p>8. 認証取得後の申請</p> <p>8.1 認証書等の法人名称変更</p> <p>(1) 申請者は、次のいずれかに該当する場合、「認証書」、「英文認証書」、「<u>認証報告書</u>」、「<u>認証維持報告書</u>」及び「<u>再評定報告書</u>」について、新たな法人名称で再交付を申請することができる。</p> <p>① 申請者の法人名称の変更</p> <p>② 認証の承継</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>8.2 英文認証書発行申請(略)</p> <p>8.3 英文認証報告書及び英文STの掲載(略)</p> <p>8.4 認証書又は英文認証書等の再交付</p> <p>(1) 申請者は、「認証書」、「英文認証書」、「認証報告書」及び「<u>認証維持報告書</u>」及び「<u>再評定報告書</u>」の破損等により再交付申請を行う場合は、「認証書等再交付請求書」を認証機関に提出すること。</p> <p>申請者は、再交付された「認証書」、「英文認証書」、「認証報告書」及び「<u>認証維持報告書</u>」及び「<u>再評定報告書</u>」を申請者の責任で管理すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9. 認証に対する要求事項</p> <p>認証機関は、申請者に対して、次に掲げる事項を認証に対する要求事項として適用する。すなわち、申請者が要求事項を満たさない場合、認証製品の調達に適したものでないと判断し、認証製品リストから認証製品アーカイブへの移動を行う。</p> <p>認証書の発行により申請者の申請内容に従って、認証製品リストに情報公開される。情報公開期間は<u>認証有効期間</u>であり、その期間を過ぎると認証製品の情報は認証製品アーカイブに移動される。</p> <p>なお、以下の場合は、<u>認証有効期間</u>を経過せずに認証製品アーカイブに移動される。</p> <p>(1) 申請者から認証製品の販売終了の届出が提出された場合</p> <p>(2) 申請者から認証製品の登録の取下げの届出が提出された場合</p> <p>(3) 認証機関が認証製品の認証を取消しした場合</p> <p>(4) 認証製品の供給者や申請者と連絡が取れず掲載情報の確認が行えない場合</p> <p>(5) <u>認証書の有効性が失われた場合</u></p> <p>認証製品アーカイブへ移動されたIT製品等に対する掲載内容の変更依</p>

ITセキュリティ認証等に関する要求事項 (CCM-02) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>認証製品アーカイブへ移動されたIT製品等に対する掲載内容の変更依頼は行えない。</p> <p>9.1 認証製品の脆弱性関連情報の届出(略)</p> <p>9.2 評価用の設備類の提供(略)</p> <p>9.3 認証書等記載事項の変更の届出(略)</p> <p>9.4 認証製品の販売終了又は登録の取下げの届出(略)</p> <p>9.5 認証製品リストの供給者・連絡先の変更(略)</p> <p>9.6 認証申請の申請担当者の変更の届出(略)</p> <p>9.7 認証製品の苦情に対する要求事項(略)</p> <p>10. サーベイランス並びに認証の一時停止及び取消しに対する要求事項 認証機関は、申請者に対して、次に掲げる事項をサーベイランス並びに認証の一時停止及び取消しに対する要求事項として適用する。すなわち、申請者が要求事項を満たさない場合、認証製品リストから認証製品アーカイブへの移動や、認証を取り消すことがある。</p> <p>10.1 サーベイランス (1) サーベイランスの実施 認証を受けたIT製品等が次のいずれかに該当する場合は、認証機関によるサーベイランスが実施される。 ① 認証製品の調達者や利用者、評価機関及びその他関係者からの苦情、情報提供等により、「制度基本規程 (CCS-01)」及び本要求事項に定める事項への適合性に疑義が生じた場合 ② 認証製品の脆弱性関連情報を発見した届出があった場合</p> <p>③ その他認証機関が必要と認めた場合 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>10.2 認証の一時停止及び解除(略)</p> <p>10.3 認証の取消し(略)</p> <p>10.4 一時停止及び取消しの共通事項 (1) (略) (2) 申請者は、認証機関が発行した「認証書」及び「認証報告書」(「英文認証書」及び「<u>保証継続報告書</u>」が発行されている場合は、当該文書も含む)を返却すること。 (3) (略) (4) (略)</p> <p>11. <u>保証継続</u>手続に関する要求事項 認証機関は、申請者に対して、次に掲げる事項を<u>保証継続</u>に関する要求事項として適用する。</p>	<p>頼は行えない。</p> <p>9.1 認証製品の脆弱性関連情報の届出(略)</p> <p>9.2 評価用の設備類の提供(略)</p> <p>9.3 認証書等記載事項の変更の届出(略)</p> <p>9.4 認証製品の販売終了又は登録の取下げの届出(略)</p> <p>9.5 認証製品リストの供給者・連絡先の変更(略)</p> <p>9.6 認証申請の申請担当者の変更の届出(略)</p> <p>9.7 認証製品の苦情に対する要求事項(略)</p> <p>10. サーベイランス並びに認証の一時停止及び取消しに対する要求事項 認証機関は、申請者に対して、次に掲げる事項をサーベイランス並びに認証の一時停止及び取消しに対する要求事項として適用する。すなわち、申請者が要求事項を満たさない場合、認証製品リストから認証製品アーカイブへの移動や、認証を取り消すことがある。</p> <p>10.1 サーベイランス (1) サーベイランスの実施 認証を受けたIT製品等が次のいずれかに該当する場合は、認証機関によるサーベイランスが実施される。 ① 認証製品の調達者や利用者、評価機関及びその他関係者からの苦情、情報提供等により、「制度基本規程 (CCS-01)」及び本要求事項に定める事項への適合性に疑義が生じた場合 ② 認証製品の脆弱性関連情報を発見した届出により、<u>認証の維持に疑義が生じた場合</u></p> <p>③ その他認証機関が必要と認めた場合 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>10.2 認証の一時停止及び解除(略)</p> <p>10.3 認証の取消し(略)</p> <p>10.4 一時停止及び取消しの共通事項 (1) (略) (2) 申請者は、認証機関が発行した「認証書」及び「認証報告書」(「英文認証書」、<u>「認証維持報告書」及び「再評価報告書」</u>が発行されている場合は、当該文書も含む)を返却すること。 (3) (略) (4) (略)</p> <p>11. <u>認証維持</u>に関する要求事項 認証機関は、申請者に対して、次に掲げる事項を<u>認証維持</u>に関する要求事項として適用する。</p>

ITセキュリティ認証等に関する要求事項 (CCM-02) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>申請者が要求事項を満たさない場合、<u>保証継続</u>は認められない。 <u>保証継続</u>がされたTOEの認証製品リストへの掲載は、当初の<u>認証書発行</u>から5年間とする。</p> <p>11.1 <u>保証継続</u>事前レビューの依頼 認証を得たTOEに対する変更が生じた場合、変更後のTOEでの認証の維持を希望する申請者は、<u>保証継続</u>手続をとることができる。申請者は、<u>保証継続</u>手続の申請に先立って、認証の維持の妥当性を確認するために「影響分析報告書」を作成し、認証機関に事前レビューを依頼すること。<u>保証継続</u>手続における認証機関との間の秘密情報の取扱は、認証申請時の秘密保持契約が適用される。 認証機関による「影響分析報告書」の事前レビューで、<u>認証</u>の維持(<u>保証継続</u>)が可能か、否かの判定がされ、結果が通知される。<u>保証継続</u>が認められない場合は、新たに当該TOEの評価の申請を行うか、認証製品の登録の取下げを行うかの選択となる。</p> <p>11.2 <u>保証継続</u>手続の申請 <u>保証継続</u>手続の申請は、「<u>認証書</u>」の発行日から2年以内とする。事前レビューの結果、認証の維持が可能と通知を受けた場合、「<u>保証継続</u>申請書」を提出することができる。 申請者は、「<u>保証継続</u>申請書」及び必要な添付書類（「認証申請手引 (CCM-02-A)」に定める）を認証機関に提出すること。 申請者は、事前レビューの結果「評価機関によるサブセット評価が必要」と認証機関より通知を受けた場合も、「<u>保証継続</u>申請書」及び必要な添付書類（「認証申請手引 (CCM-02-A)」に定める）を認証機関に提出すること。</p> <p>11.3 <u>保証継続</u>手続に伴う申請手数料 申請者は、認証機関が定める申請手数料（「認証申請手引 (CCM-02-A)」に記載）を期日までに支払うこと。</p> <p>評価機関が実施するサイト訪問等へ認証機関が同行する場合は、7.7に従って支払うこと。</p> <p>11.4 <u>保証継続</u>検査の実施 (1) 申請者は、認証機関から<u>保証継続</u>手続業務の実施のためキックオフミーティングへの参加要請がある場合は、その要請に対応すること。サブセット評価が必要な場合は、必ずキックオフミーティングを開催すること。 (2) (略) (3) (略)</p>	<p>申請者が要求事項を満たさない場合、<u>認証維持</u>は認められない。 <u>認証維持</u>がされたTOEの認証製品リストへの掲載は、当初の<u>認証有効期間</u>とする。</p> <p>11.1 <u>認証維持</u>事前レビューの依頼 認証を得たTOEに対する変更が生じた場合、変更後のTOEでの認証の維持を希望する申請者は、<u>認証維持</u>手続をとることができる。申請者は、<u>認証維持</u>手続の申請に先立って、認証の維持の妥当性を確認するために「影響分析報告書」を作成し、認証機関に事前レビューを依頼すること。<u>認証維持</u>手続における認証機関との間の秘密情報の取扱は、認証申請時の秘密保持契約が適用される。 認証機関による「影響分析報告書」の事前レビューで、<u>認証維持</u>が可能か、否かの判定がされ、結果が通知される。<u>認証維持</u>が認められない場合は、新たに当該TOEの評価の申請を行うか、認証製品の登録の取下げを行うかの選択となる。</p> <p>11.2 <u>認証維持</u>手続の申請 <u>認証維持</u>手続の申請<u>期限</u>は、「<u>認証申請手引 (CCM-02-A)</u>」に定める。事前レビューの結果、認証の維持が可能と通知を受けた場合、「<u>認証維持</u>申請書」を提出することができる。 申請者は、「<u>認証維持</u>申請書」及び必要な添付書類（「認証申請手引 (CCM-02-A)」に定める）を認証機関に提出すること。 申請者は、事前レビューの結果「評価機関によるサブセット評価が必要」と認証機関より通知を受けた場合も、「<u>認証維持</u>申請書」及び必要な添付書類（「認証申請手引 (CCM-02-A)」に定める）を認証機関に提出すること。 <u>申請者は、秘密保持契約の締結として、5.4に定める事項を行う。既に5.4において契約を締結していた場合はこの限りでない。</u></p> <p>11.3 <u>認証維持</u>に伴う申請手数料 申請者は、認証機関が定める申請手数料（「認証申請手引 (CCM-02-A)」に記載）を期日までに支払うこと。<u>なお、本要求事項の各項目において一旦支払われた申請手数料は、申請を取り下げた場合であっても返金しない。</u></p> <p>評価機関が実施するサイト訪問等へ認証機関が同行する場合は、7.7に従って支払うこと。</p> <p>11.4 <u>認証維持</u>検査の実施 (1) 申請者は、認証機関から<u>認証維持</u>手続業務の実施のためキックオフミーティングへの参加要請がある場合は、その要請に対応すること。サブセット評価が必要な場合は、必ずキックオフミーティングを開催すること。 (2) (略) (3) (略)</p>

ITセキュリティ認証等に関する要求事項 (CCM-02) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(4) (略)</p> <p>11.5 <u>保証継続</u>報告書の確認 認証機関が<u>保証継続</u>検査を終了すると、申請者に「<u>保証継続</u>報告書(案)」が提出される。 申請者は「<u>保証継続</u>報告書(案)」の内容を確認し、その結果を認証機関が指定した期限内に報告すること。不正確な内容又は事実の誤認があると判断する場合は、認証機関にその旨を指摘し、修正要請を行うこと。</p> <p>11.6 <u>保証継続</u>手続の結果 合格の場合は、<u>認証の維持(保証継続)</u>が認められ、認証機関から「<u>保証継続</u>報告書」が申請者に発行される。 不合格の場合は、<u>認証の維持(保証継続)</u>は認められない。 (1) 申請者は、発行された「<u>保証継続</u>報告書」を申請者の責任で管理すること。 「<u>保証継続</u>報告書」の著作権は、認証機関が保有する。 (2) <u>認証の維持(保証継続)</u>の追加情報は、6.6に準じて認証機関のWebサイトの認証製品リストに公開される。 (3) (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>11.5 <u>認証維持</u>報告書の確認 認証機関が<u>認証維持</u>検査を終了すると、申請者に「<u>認証維持</u>報告書(案)」が提出される。 申請者は「<u>認証維持</u>報告書(案)」の内容を確認し、その結果を認証機関が指定した期限内に報告すること。不正確な内容又は事実の誤認があると判断する場合は、認証機関にその旨を指摘し、修正要請を行うこと。</p> <p>11.6 <u>認証維持</u>の結果 合格の場合は、<u>認証維持</u>が認められ、認証機関から「<u>認証維持</u>報告書」が申請者に発行される。 不合格の場合は、<u>認証維持</u>は認められない。 (1) 申請者は、発行された「<u>認証維持</u>報告書」を申請者の責任で管理すること。 「<u>認証維持</u>報告書」の著作権は、認証機関が保有する。 (2) <u>認証の維持(認証維持)</u>の追加情報は、6.6に準じて認証機関のWebサイトの認証製品リストに公開される。 (3) (略)</p> <p><u>12. 再評価に関する要求事項</u> <u>認証機関は、申請者に対して、次に掲げる事項を再評価に関する要求事項として適用する。</u> <u>すなわち、申請者が要求事項を満たさない場合、評価対象を認証しない。</u></p> <p><u>12.1 再評価の申請</u> <u>(1) 申請者は、再評価の申請として、5.に定める事項を行う。5.における「認証申請書」は「再評価申請書」と読み替えるものとする。既に5.4において契約を締結していた場合はこの限りでない。</u> <u>(2) 再評価手続の申請期限は、「認証申請手引 (CCM-02-A)」に定める。</u></p> <p><u>12.2 再評価の実施</u> <u>(1) 申請者は、再評価検査の実施として、6.1、6.2、6.3及び6.4に定める事項を行う。6.4における「認証報告書(案)」は「再評価報告書(案)」と読み替えるものとする。</u> <u>(2) 評価機関が実施するサイト訪問等へ認証機関が同行する場合は、7.7に従って支払うこと。</u></p> <p><u>12.3 再評価の結果</u> <u>申請者は、認証機関から発行された「再評価報告書」を申請者の責任で管理すること。「再評価報告書」の著作権は、認証機関が保有する。</u></p>

ITセキュリティ認証等に関する要求事項 (CCM-02) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>附 則 (略)</p>	<p><u>当該評価結果が申請者によって初回認証時に選択された保証レベルにあるか否か、及び申請者の選択が再評価報告書の公開か否かに応じて、認証書の有効性を更新される。再評価に関し必要な事項については、「認証申請手引 (CCM-02-A)」に定める。</u></p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和 5 年12月 4 日 2023情総企第459号・一部改正)</u> <u>この要求事項は、令和 5 年12月15日から施行する。</u></p>

以上